



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場ごみ汚水移送ポンプ（A）修繕

### 2 契約の相手方

（株）鶴見製作所

### 3 随意契約理由

今回修繕を行う当工場のごみ汚水移送ポンプ（A）は、ごみピット内に溜まった汚水をろ液貯留槽へ送水するための設備であり、長年の使用によりポンプを構成する軸受・メカニカルシールが破損したために修繕を行うものである。

西淀工場ごみ汚水移送ポンプ（A）は（株）鶴見製作所が独自の技術により設計・製作したものであり、本修繕については、ごみ汚水移送ポンプが有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のごみ汚水移送ポンプを設計・製作した会社以外では整備技術の対応が不可能である。また、修繕後のポンプ性能、作動状態等について一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・製作した（株）鶴見製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (K6)

### 5 担当部署

環境局施設部西淀工場 （電話番号06-6472-3000）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

住之江工場2号炉予冷塔排出液電磁流量計修繕

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 随意契約理由

今回修繕を行う住之江工場有害ガス処理設備の予冷塔は一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理に伴い発生する有害な排ガスの処理を行う設備で排ガスを冷却、増湿する工程を担っている。

本修繕は、2号炉有害ガス処理設備予冷塔の排出液が電磁流量計本体から漏洩し、流量指示が不良となり、予冷塔排出液の引き抜きが出来ないため取替を行うものである。

本予冷塔排出液電磁流量計などの電気計装機器は有害ガス処理設備や焼却設備などの運転管理システムの一機器として担っている。有害ガス処理設備や焼却設備本体を含めこの運転管理システムは、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

修繕の実施にあたっては、運転管理システムの一機器である排出液電磁流量計の詳細仕様を十分把握したうえで行わなければならない。また、廃棄物処理事業を適正に実施するうえで、焼却施設の停止期間が制限されるため、短期間で実施する必要がある。

このような条件を満たすためには、当該運転管理システムを設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の有害ガス処理設備や焼却設備本体などを含む運転管理システム全体における性能、作動状態について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (K6)

### 5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号 06-6681-0035)

## 随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場混練機修繕

2 契約の相手方

本田鐵工（株）

3 随意契約理由

混練機は、焼却飛灰を固形化するため、水とキレート剤を混ぜ合わせて練りこみ、飛灰中の重金属の溶出を防止します。

当工場の混練機は、本田鐵工株式会社が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、混練機が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該機械を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であること、また、整備後の混練機の性能、作動状況等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は設計・施工を実施した本田鐵工（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（K6）

5 担当部署

環境局八尾工場（TEL：072-923-4226）

## 随意契約理由書

1. 案件名称  
南港管路輸送施設輸送管緊急修繕

2. 契約の相手先  
(株)ビルド

3. 随意契約理由

南港管路輸送施設は、地下に埋設された輸送管内に空気の流れを作り、その流れに各家庭から排出されたごみを乗せて、施設まで輸送するものである。

今回、輸送管が摩耗、腐食等の穴明きにより、管内に地下水が浸水し管内面にごみが付着したことから、ごみの閉塞が発生したために緊急で修繕を行うものである。

輸送管が閉塞すると、各家庭からのごみ収集が出来なくなり、円滑なごみ収集運搬事業に支障をきたすことから、早急な復旧が求められる。

輸送管については(株)ビルドが竣工以来、30年以上にわたり修繕・改修並びに維持管理を継続的に実施してきており、修繕現場の現況については最も精通している。

同業者以外に修繕をさせた場合、これまでの維持管理資料がないため的確な修繕計画の確立が出来ず、輸送管の穴明き箇所についても特定に時間を要し、早急な対応・復旧が出来ない。

上記より、本修繕については南港管路輸送施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握し、修繕後も一貫した責任を持たせることが出来る業者は(株)ビルドのみである。

4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

5 担当部署  
環境局施設部南港管路輸送センター (電話番号06-6612-4981)